

羽曳野市介護保険等推進協議会規則（平成 12 年羽曳野市規則第 32 号）＜抜粋＞

（委員）

第 2 条 協議会の委員(以下「協議会委員」という。)の定数は、20 人以内とする。

2 協議会委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 公益を代表する者
- (3) 被保険者(介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 9 条に規定する被保険者をいう。)を代表する者
- (4) 前 3 号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

（任期）

第 3 条 協議会委員の任期は、3 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の協議会委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第 4 条 協議会に会長及び副会長 2 人以内を置き、協議会委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。